

名古屋市告示第 488号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和7年9月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 定期検査を行う区域

東区、北区、西区、中村区、中区、中川区及び港区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム以上のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量が300キログラム以上の質量計を有する事業所のひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）を含み、検査に際し特級基準分銅が必要となるものは除きます。

3 実施の期日

令和7年11月1日から同年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

4 実施の場所

特定計量器の所在場所

5 実施する機関

（指定定期検査機関）

一般社団法人愛知県計量連合会

名古屋市経済局産業労働部産業企画課